

大月市障害者地域活動支援センター事業業務委託募集要項

1 業務名

大月市障害者地域活動支援センター（Ⅲ型）事業

2 目的

本事業は、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づいて、障がい児者が地域での日常生活及び社会生活を安心して営むことができるよう支援することを目的とする。

3 事業内容

山梨県地域活動支援センターに関する基準を定める条例及び大月市障害者地域活動支援センター事業実施要綱に基づく地域活動支援センターⅢ型。

詳細は、大月市障害者地域活動支援センター事業仕様書による。

4 募集する障害者地域活動支援センター数

2 事業所

内訳

地域活動支援センターの種類	募集数
地域活動支援センターⅢ型（主に精神障害）	1 箇所
地域活動支援センターⅢ型（主に知的障害・身体障害）	1 箇所

5 応募要件

- (1) 事業者が法人格を有しているもの。
- (2) 大月市内にて事業を行うもの。（公共交通機関の利便性等に配慮すること。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 事業者並びに代表者について、法人税、所得税、消費税又は地方消費税及び所在地市町村等が課税する市町村民税等を滞納していない者。
- (5) 事業者並びに代表者または関係者が、暴力団、暴力団関係企業（反社会的勢力）もしくはこれらに準ずる者または構成員でないこと。
- (6) 個人情報保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (7) 仕様書に定める業務について、十分に遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

6 応募方法

必要書類を、市の指定する期間内に、大月市役所福祉課へ届出る。

① 提出書類

大月市障害者地域活動支援センター事業応募申請書（様式1）
事業提案書（任意様式）
収支計画書（任意様式）
法人の定款及び登記事項証明書又は登記簿謄本 ※発行後3ヶ月以内のもの

② 提出部数

各7部（正本1部 副本6部）副本は写し可
提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしませんのでご了承ください。

③ 提出（応募）期間

令和3年1月18日（月） ～ 令和3年1月22日（金）
（午前9時～午後4時の間）

④ 提出方法及び提出先

大月市役所福祉課障害者支援担当へ持参

⑤ 質問票の提出

受付期間：令和2年12月21日（月）～令和2年12月25日（金）午後4時

回答期間：令和3年1月4日（月）～令和3年1月8日（金）

質問方法：電子メールにて提出【任意様式】
事前に福祉課障害者支援担当に質問票を提出する旨電話すること

大月市役所 福祉課 障害者支援担当
tel : 0554-23-8031
E-mail : shougai-19206@city.otsuki.lg.jp

※ 件名を「大月市障害者地域活動支援センター募集に係る質問について
（事業所名）」とすること

7 審査及び選考

応募者が保有するノウハウ、適正、業務実績等を多角的に判断するため、別に定める大月市障害者地域活動支援センター事業委託候補者選定要領に基づき書面及びプレゼンテーションにより選考する。

プレゼンテーション 2月上旬を予定

委託事業者選考決定 2月中旬を予定

8 選考結果の通知

選考結果は、応募者全法人に対し書面により通知する。
なお、選考理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

9 契約に関する事項

- ① 受託候補者と本市が協議し、事業提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。この場合、受託候補者の提案に対して提案内容の趣旨を変更しない範囲において、必要に応じて修正を求めることができるものとする。
- ② 本業務は、令和3年度当初予算が成立することを前提として実施することとしているため、当該予算が成立した場合に契約を締結する。
- ③ 委託（契約）期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

10 応募の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 必要な書類を期限までに提出しなかった場合
- ② プレゼンテーションに出席しなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 業務委託料の上限額を超える提案を行った場合
- ⑤ 応募資格要件を満たさなくなった場合